

岩手県監査委員告示第38号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和5年岩手県監査委員告示第32号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県医療局長から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年12月5日

岩手県監査委員 五日市 王
岩手県監査委員 川村 伸 浩
岩手県監査委員 五味 克 仁
岩手県監査委員 中野 玲 子

1 (1) 監査対象機関名 岩手県立大船渡病院

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和5年6月27日から同月28日まで

イ 本監査実施日 令和5年7月26日

(3) 監査結果の公表の日 令和5年8月25日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
赴任旅費の支給に当たり、旅行完了後相当期間経過してから支給しているものが1件、80,490円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	必要書類の提出遅れが支払遅延の要因であることから、必要書類を提出しない職員に対しては、通知・電話等で継続して提出を求め、その状況について記録し、事務処理の遅延を防止することとした。

2 (1) 監査対象機関名 岩手県立胆沢病院

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和5年6月15日から同月16日まで

イ 本監査実施日 令和5年7月20日

(3) 監査結果の公表の日 令和5年8月25日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
有害物取扱手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが53件、293,100円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	多く支給していた手当293,100円について、胆沢病院在職者分を6月27日付けで返納処理し、異動者分を7月19日付けで返納処理した。 放射線技術科から報告された整理簿の内容について、事務担当者の確認が不足していたことから、手当整理簿に実効線量の欄を追加し、手当整理簿欄外に支給対象者の要件を記載した。また、事務担当者及び放射線技術科職員の入れ替わりがあっても、支給要件を確認して整理簿を作成できるように改善を行った。

3 (1) 監査対象機関名 岩手県立磐井病院

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和5年6月13日から同月14日まで

イ 本監査実施日 令和5年7月20日

(3) 監査結果の公表の日 令和5年8月25日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
専攻医指導管理業務手当の支給に当たり、支給していないものが3件、54,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給漏れがあった3件、54,000円について、令和5年7月31日に追給処理を行った。 これまで、専攻医指導管理業務手当については、手当実績入力及びチェックを給与担当者のみで行っており、チェック体制が十分機能していなかったことから、給与担当者と副担当者等がダブルチェックを行い、再発を防止することとした。

4(1) 監査対象機関名 岩手県立久慈病院

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和5年6月20日から同月21日まで

イ 本監査実施日 令和5年7月26日

(3) 監査結果の公表の日 令和5年8月25日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
工事の執行に当たり、検査員に任命されていない者が完成検査を行っているものが2件あったので、適正な事務の執行に努められたい。	指摘となった工事以外についてもチェックを行い、指名した検査員が適正に完成検査を実施していることを確認した。 今回発生した検査員の指名漏れ及び検査員の変更については、決裁時の確認不足により生じたものであることから、チェックリストを作成し、かつ、複数名で確認することにより、今後、同様の事例が発生しないようにすることとした。

岩手県監査委員告示第39号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和5年岩手県監査委員告示第33号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県医療局長から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年12月5日

岩手県監査委員 五日市 王
岩手県監査委員 川村 伸 浩
岩手県監査委員 五味 克 仁
岩手県監査委員 中野 玲 子

1 監査対象機関名 岩手県立中部病院

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 令和5年6月15日から同月16日まで

(2) 本監査実施日 令和5年7月20日

3 監査結果の公表の日 令和5年8月25日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
財産の管理に当たり、固定資産除却の会計処理を行っていないものが4件、745,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	該当する固定資産について、除却処理を行った。 機器を処分する際にあわせて除却処理を行うべきものであったが、処理について失念していたことが原因であることから、固定資産処分の際には上長が立ち合い、当該固定資産にかかる除却手続がなされているか財務会計システムを確認することとした。
借受資産の管理に当たり、借受開始後も固定資産台帳に記載していないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	該当する借上公舎について、固定資産登録と台帳の作成を行った。 担当者が処理を失念しており、他の職員のチェックも漏れていたことから、借上及び解約時の事務手続時に、上長が当該借上固定資産に係る登録処理がなされているか、財務会計システムを確認することとした。
赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが5件、84,950円あったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、留意改善を要する事項が多数に及んでいるので、組織的なチェック体制を構築するなど、再発防止に努められたい。	誤支給分について返納処理を行った。 赴任旅費支給に係る計算について、担当者が誤った額を算出したが、係内のチェックが行われず、誤支給となったことから、係内において勉強会を実施し、担当者とそれ以外の職員が適正な事務処理及びチェックを行える体制を整備した。 また、過去に誤った事例や誤りやすい項目等を記載したチェックリストを作成し、旅行命令票の内容精査に活用することとした。 監査において指摘等となった留意改善を要する事項について、内部統制にかかる自己点検表の「各所属任意設定項目」へ記載し、適正な処理が行われていることを確認できる体制を構築することとした。